

逗子市中小企業者等家賃支援給付事業の概要について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上等が減少したことで、家賃等の固定出費が事業継続の大きな負担となっている中小企業者等のうち、経済産業省の家賃支援給付金の給付対象外となった者に対し給付金を交付することにより、中小企業者等の事業継続を下支えする。

2 交付対象者

次のいずれにも該当する者

- ①令和2年5月から12月の連続する三月の売上高等が、前年同月比で20%以上30%未満減少している
- ②市内に店舗・事務所等(※)を設置し、事業に供することを主たる目的としてその建物や土地を賃借している
- ③賃貸人から家賃の減額を受けていない
- ④経済産業省の家賃支援給付金の交付を受けていない

※店舗・事務所等の例（給付対象となる例）

- ・ 店舗（例：飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容店、不動産店（※サービスの提供を行う施設）、飲食料品店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等（※物品の販売を行う施設））
- ・ 事務所、工場

3 支給金額

一の交付対象者につき20万円を支給する。

（1ヶ月に支払う店舗・事務所等の家賃等が6万7千円未満の場合は10万円とする。）

4 所要額

24,000,000 円

5 申請期間

令和2年10月19日（予定）から令和3年1月29日（必着）まで

6 申請方法等

事前相談は逗子市商工会にて行い、申請受付、審査支払い事務は経済観光課が行う。

7 周知方法

- ・ 記者会見
- ・ 広報ずし
- ・ ホームページ